

関係自治体による取組施策実施内容の報告

目次

豊橋市	2
豊川市	3
蒲郡市	4
新城市	5
田原市	6
設楽町	7
東栄町	8
豊根村	9

○市町村による取組施策実施内容<豊橋市>

■洪水ハザードマップの周知の強化について

①福祉事業所関係者への周知

◇事業所連絡会での説明

○参加者 : 施設職員等

○内 容

- ・福祉関係部署と連携し、福祉事業所関係者が集まる機会を捉えハザードマップを周知した。
- ・各事業所の洪水による被災リスクを認識していただくとともに避難場所、避難経路などを事前に確認し、災害に備えることの重要性を説明した。



②外国人市民への周知

1) はじめての日本語教室での周知

○参加者 : 教室に通う外国人市民

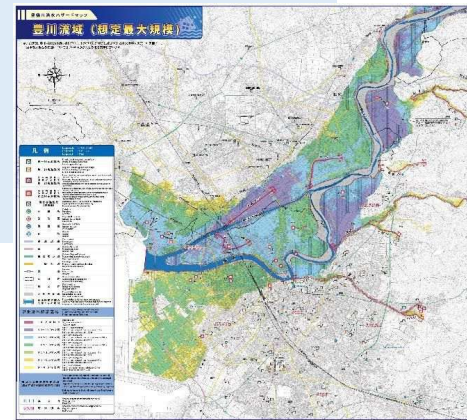
○内 容

- ・関係部署と連携し、外国人市民を対象とした日本語教室で、ハザードマップについて説明を行った。
- ・外国人とのコミュニケーション力に長けた人材が説明を担当することで、外国人市民に分かりやすく、内容を伝えることができた。

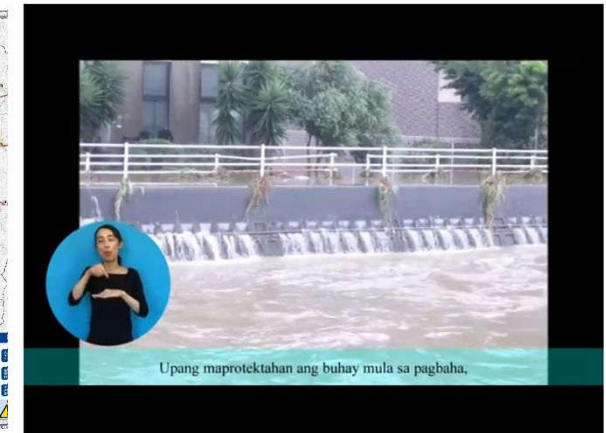
2) 字幕付き動画の発信

- ・ホームページで外国語字幕付き動画を配信し、外国人市民を対象に幅広くハザードマップを周知した。

※英語、ポルトガル語、タガログ語



【タガログ語/Tagalog】



【効果】

他部署との連携や周知方法を工夫することで、多様な市民へ効率的・効果的にハザードマップの理解を深めてもらうことができた。

○市町村による取組施策実施内容<豊川市>

■水防訓練



水防工法の訓練



水防工法の訓練

- ・実施場所：豊川市江島町地内 豊川左岸河川敷
- ・実施日：令和7年5月17日（土）
- ・参加者：豊川市（消防本部・消防署・危機管理課・建設部・都市整備部・上下水道部）
豊川市消防団、陸上自衛隊、豊川警察署
人員217名

■水防訓練

- ・梅雨前線の活発化による市内各河川の水位上昇という想定で各種訓練を実施した。
- ・災害時に中核的な役割を担う消防団は、河川巡視、越水箇所への水防工法訓練を実施した。

○市町村による取組施策実施内容<蒲郡市>

■要配慮者利用施設の避難確保計画策定向上

2024年11月に水防法の改正に伴い、新たに指定対象となった本市に流れる二級河川の紫川、西田川、力川、落合川、拾石川の洪水浸水想定区域が公表され、本市の洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設に避難確保計画の策定が義務化された。

これに伴い、各施設に避難確保計画の策定を依頼した。

令和6年度

対象ハザード	提出数
洪水	0 / 62 施設 (内訳：医療施設 0、社会福祉施設 0、学校 0)
津波	0 / 20 施設 (内訳：医療施設 0、社会福祉施設 0、学校 0)
高潮	4 / 86 施設 (内訳：医療施設 0、社会福祉施設 4、学校 0)



令和7年度(12月1日時点)

対象ハザード	提出数
洪水	16 / 62 施設 (内訳：医療施設 7、社会福祉施設 8、学校 1)
津波	9 / 20 施設 (内訳：医療施設 3、社会福祉施設 6、学校 0)
高潮	24 / 86 施設 (内訳：医療施設 9、社会福祉施設 13、学校 2)

○市町村による取組施策実施内容<新城市>

■孤立集落への物資輸送訓練



訓練時の様子(ヘリポート側)

- ・実施場所：市川ヘリポート
- ・実施日：11月29日
- ・参加者：市、市川区住民、
名古屋市消防航空隊

地域住民、航空隊を含めて孤立集落への物資輸送の訓練を実施。

訓練時の様子(消防署側)

訓練実施目的

・新城市の山間地域において、地震や風水害による道路の寸断により孤立する可能性がある集落が数多くあり、災害時の救助・救援活動における地域及び関係機関との連携強化を図ることを目的とした。

孤立集落への物資輸送訓練実施効果

- ①市職員からは食料備蓄の重要性や、防災ヘリの配備がない本市においてヘリの搭乗者が市職員でないため、物資の運搬及び受取は市の職員が行ったほうがいいのではといった課題点が浮かび上がった。
- ②名古屋市消防航空隊から今後も訓練実施の要望があった。

○市町村による取組施策実施内容<田原市>

■防災アプリ運用



「田原市防災」アプリ



津波警報が
発表されました！

防災に関する情報をお知らせ
(ほっとメールと同等)
音声による読み上げ可能
緊急情報は最大音量で自動放送
(ON/OFF可)

市内の避難所・避難場所を
一覧で確認できる

たはらeマップへのリンク
各災害危険エリアの情報へ
直接アクセス



気象庁や停電情報Webサイトへの
防災関連リンク集



いざという時の連絡先一覧
アイコンタッチで発信可能



ハザードマップをPDFデータで保持
電波が届かなくても確認できる



○取組施策実施内容<設楽町>

■設楽町名倉在住の住民を対象としたキラキラサロン



- ・実施場所：福祉村キラリントープ
- ・実施日：令和7年6月9日
- ・参加者：設楽町
設楽町在住の高齢者

設楽町防災アプリの使用方法や土砂災害ハザードマップを確認し、どこが危険なのかを改めて把握してもらったことができた

■設楽町消防団防災訓練

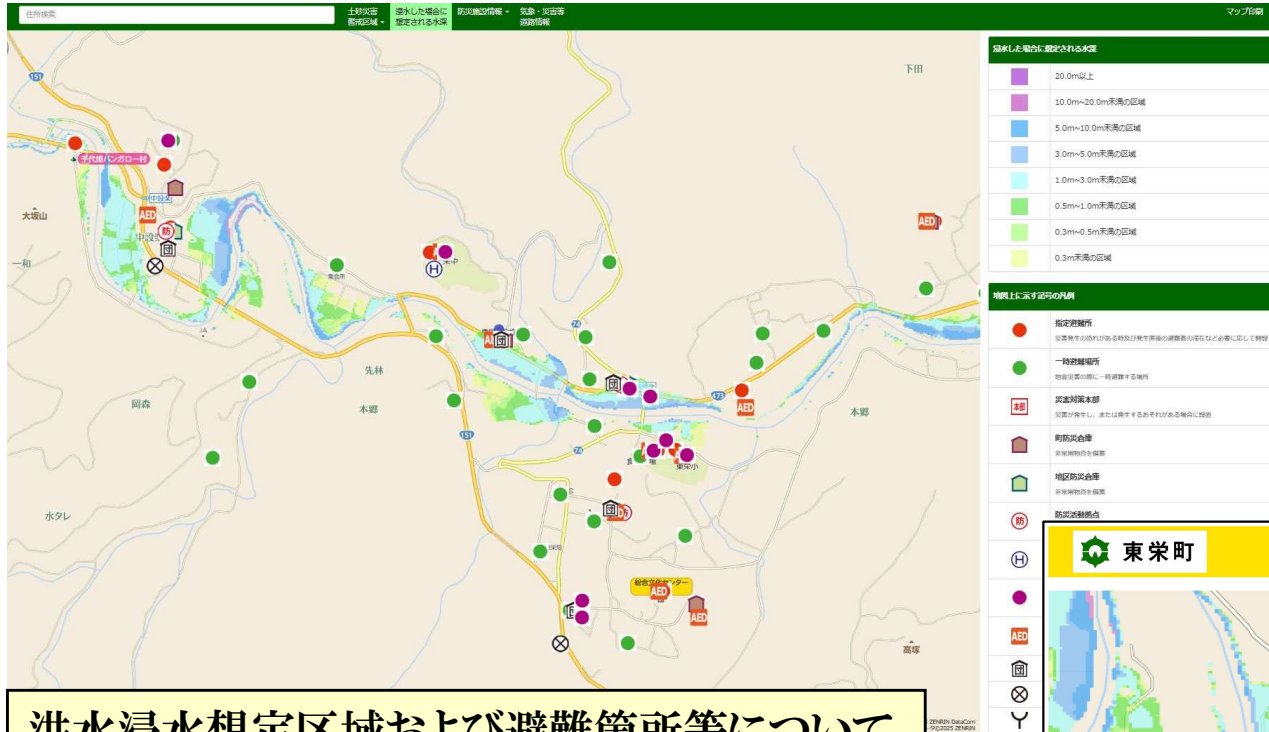


- ・実施場所：旧名倉小学校
- ・実施日：令和7年11月2日
- ・参加者：設楽町消防団

地震・風水害に備え、土嚢袋の作成・積上げ訓練を行った。

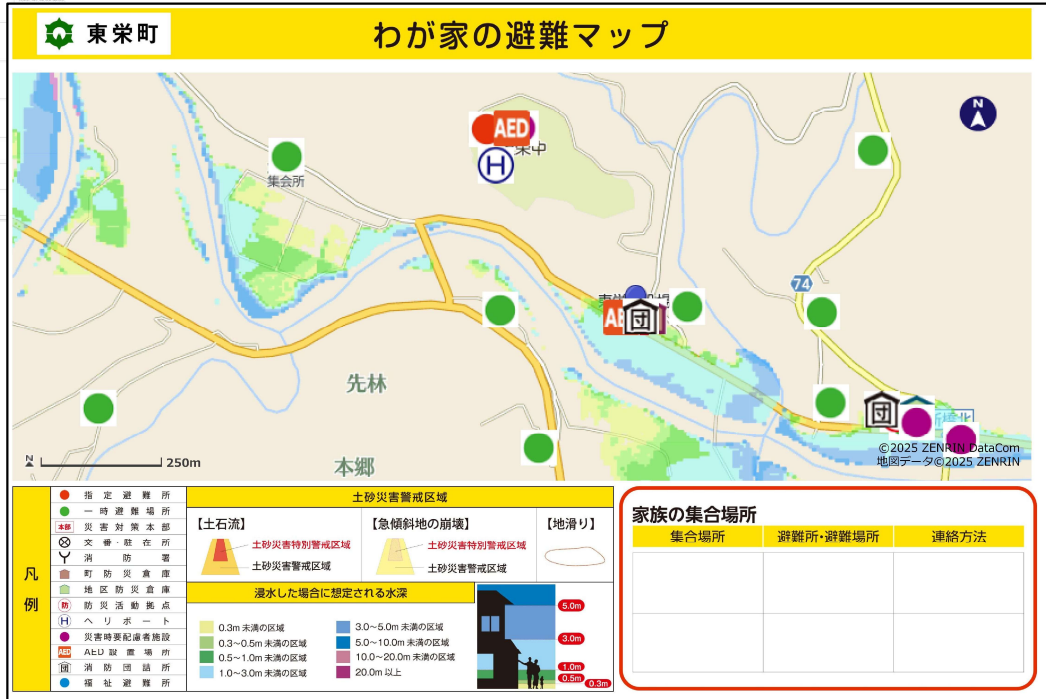
○市町村による取組施策実施内容<東栄町>

■web版ハザードマップ



任意の範囲を選択して、「わが家の避難マップ」を作成する機能を搭載

洪水浸水想定区域および避難箇所等について、市webサイトに公開している。



○市町村による取組施策実施内容＜豊根村＞

■防災訓練



訓練時の様子

- 実施場所：各地区集会所
- 実施日：11月16日
- 参加者：警察署、消防署、村、村民

今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて

今回開催

【令和8年5月8日】第13回豊川圏域水防災協議会

- 内容（予定）
- ・出水期前の体制確認について
 - ・取組方針（R4～R8）のフォローアップについて

令和8年度水防災協議会（4圏域合同）連絡調整会議
・令和8年11月頃

取組方針（R4～R8）のフォローアップ調査

取組方針（R9～R13）に関する意見照会

【令和9年3月頃予定】第13回豊川圏域水防災協議会幹事会

- 内容（予定）
- ・取組方針（R4～R8）の総括
 - ・取組方針（R9～R13）（案）の提示

【令和9年5月頃予定】第14回豊川圏域水防災協議会

- 内容（予定）
- ・取組方針（R9～R13）（案）の承認

豊川圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、豊川圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。
 なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川の能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合がありますなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、豊川圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方气象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
- 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(分科会の設置)

第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
- 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、東三河建設事務所河川港湾整備課、新城設楽建設事務所河川整備課が務める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。
- 本規約は、平成29年 5月22日から実施する。
- 本規約は、平成29年11月2日から実施する。
- 本規約は、令和元年 5月 9日から実施する。
- 本規約は、令和3年 1月28日から実施する。

本規約は、令和3年 5月28日から実施する。
本規約は、令和4年 6月30日から実施する。
本規約は、令和5年 4月28日から実施する。
本規約は、令和6年 5月 7日から実施する。
本規約は、令和7年 5月 7日から実施する。

別表—1 協議会の対象河川

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名		
(一)天竜川	大千瀬川		(一)豊川	亀淵川		(二)境川	境川		
	大入川			海老川		(二)梅田川	梅田川	○	
	古真立川			巴川			内張川		
	間黒川			島田川			西ノ川		
	小田川			当貝津川			浜田川		
	坂宇場川			栗島川			坪口川		
	東菌目川			田町川			落合川		
	御殿川			大島川			精進川		
	鴨山川			巴川			境川		
	河内川			菅沼川			半尻川		
	漆島川		黒瀬川		柳生川		○		
	(一)豊川	豊川		(一)矢作川	中川		(二)柳生川	殿田川	
		朝倉川			名倉川			山中川	
内山川			黒田川			(二)佐奈川		佐奈川	○
神田川			(二)池尻川	池尻川			帯川		
三輪川			(二)精進川	精進川		(二)音羽川	音羽川	○	
嵩山川			(二)天白川	天白川			白川		
善光寺川			(二)免々田川	免々田川			西古瀬川		
江川			(二)新堀川	新堀川			安藤川		
古川			(二)今堀川	今堀川			山陰川		
馬越川			(二)今池川	今池川		(二)御津川	御津川		
間川			(二)汐川	汐川		(二)紫川	紫川		
安川				清谷川		(二)西田川	西田川		
境川				庄司川			力川		
宇利川				宮川		(二)落合川	落合川		
野田川				青津川		(二)拾石川	拾石川		
大入川				大日川					
宇連川				(二)蜷川	蜷川				
黄柳川		(二)紙田川	紙田川						

対象河川数：84河川

凡例 ○：水位周知河川

別表—2 豊川圏域水防災協議会 会員

	構成機関・役職
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	豊橋市 市長
会員	豊川市 市長
会員	蒲郡市 市長
会員	新城市 市長
会員	田原市 市長
会員	設楽町 町長
会員	東栄町 町長
会員	豊根村 村長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 東三河建設事務所 所長
会員	愛知県 新城設楽建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
会員	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

別表—3 豊川圏域水防災協議会幹事

構成機関・役職	
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※ (担当課長)
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長
	(防災担当) (治水担当)
幹事	豊橋市 危機管理統括部長 建設部長
幹事	豊川市 危機管理監 建設部長
幹事	蒲郡市 危機管理監 建設部長
幹事	新城市 総務部長 建設部長
幹事	田原市 防災局長 都市建設部長
幹事	設楽町 総務課長 建設課長
幹事	東栄町 総務課長 建設課長
幹事	豊根村 総務課長 産業課長
幹事	愛知県 東三河建設事務所 河川港湾整備課長
幹事	愛知県 新城設楽建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 東三河総局 県民環境部 防災安全課長
幹事	愛知県 東三河総局 新城設楽振興事務所 県民防災安全課長
幹事	名古屋地方气象台 防災管理官
幹事	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所 管理課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 流域治水課長

※幹事長が不在の場合は () の者が幹事会の運営、進行を行う。